

統合型学習支援サービス（Microsoft Office 365）利用基準

令和3年2月15日

2教総策第1125号

総務部長決定

第1 総則

1 目的

この利用基準は、都立学校教育用ネットワークシステム管理運用要綱（以下「要綱」という。）第69条の規定に基づき、その管理及び運用に関する基準を定め、都立学校における統合型学習支援サービス（Microsoft Office 365）（以下「統合型学習支援サービス」という。）の適切な運用を図ることを目的とする。

2 用語の定義

以下の規程に掲げる用語を適用する。

- (1) 東京都電子情報処理規程（平成3年東京都訓令第127号）
- (2) 東京都サイバーセキュリティ基本方針及び関連規定（以下「サイバーセキュリティポリシー」という。）
- (3) 要綱

第2 利用対象者

統合型学習支援サービスの利用対象者は、都立学校の全幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）及び全教員とする。行政系職員は対象外とする。

アカウントの配布対象は、別表に定めるとおりとする。

第3 電子メール及びチャットの利用

1 電子メールの利用

統合型学習支援サービスでの電子メールの利用を禁止する。

ただし、Microsoft Teams会議の招待メール等、情報システム管理者が許可する電子メール機能については利用可能とする。

2 チャットの利用

統合型学習支援サービスでのチャットの利用は、教員同士のみ可能とする。教員と児童・生徒等間及び児童・生徒等同士のチャットの利用は、原則として禁止する。

ただし、教育庁が別途期間を指定した上で許可することがある。

第4 ヘルプデスク

1 利用時間

ヘルプデスクの運用時間は、開庁日の勤務時間のうち、情報システム管理者が別に定める。

2 利用方法

- (1) ヘルプデスクへの問合せは、情報処理指導主任若しくはデジタルサポーターにより、原則として電話又は電子メールにより行うこととする。
- (2) ヘルプデスクへの問合せは、教員が児童・生徒等の質問も取りまとめることとする。

3 利用範囲

ヘルプデスクへの問合せは、情報システム管理部門が作成するマニュアル類及びQ&Aを参照しても同様の事例がない場合に、実施することができる。

ただし、問合せの範囲はアカウント管理に関すること及びその他情報システム管理部門の認めた内容に限る。サービスの一般的な仕様に関しては、問合せ対応外とする。

第5 アカウント管理

- 1 児童・生徒等のアカウントは、教員がO365アカウント処理ツールで管理することとする。
- 2 教員の異動、採用、退職、休職、復職等及び児童・生徒等の入学、転学、退学、進級、卒業等の在籍異動により、情報の変更等を行う必要がある場合は、別途情報システム管理部門が示す方法により申請等を行うこととする。
- 3 ユーザは、統合型学習支援サービスのパスワードを他人に知られることがないように、適切に管理しなければならない。パスワードが漏えいした可能性がある場合は、パスワードを変更しなければならない。

第6 表示名、チーム名及び動画のファイル名の命名規則

児童・生徒等のアカウントの表示名、チーム名称及び動画のファイル名等については、別途情報システム管理部門が示す命名規則に従うこととする。

第7 統合型学習支援サービスの利用環境

- 1 統合型学習支援サービスを利用する端末は、教育用ICT機器、クライアントパソコン、学校調達機器、特別支援学校用ICTタブレット、都立GIGAスクール端末、児童・生徒等所有電子機器又は統合型学習支援サービスが定めた要件を満たすものとする。
- 2 統合型学習支援サービスの利用は、操作性等の観点から、ブラウザでの利用ではなく、アプリケーションをインストールしての利用を推奨する。Webブラウザによる利用の場合、一部機能が制限されることがある。

第8 セキュリティ対策

1 サイバーセキュリティポリシーの遵守

統合型学習支援サービスの利用に当たっては、東京都電子情報処理規程第34条の2（情

報セキュリティ対策の基本)の規定による東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準を遵守し、必要なセキュリティ対策を講じなければならない。

2 障害や不正利用等の対応

ユーザ部門は、システム全体に関わる障害や、不正利用等を覚知したときは、遅滞なく情報システム管理部門の担当へ報告する。

3 禁止事項

統合型学習支援サービスの利用に当たっては、要綱第67条（禁止事項）を遵守しなければならない。

第9 その他

1 利用上の注意点

統合型学習支援サービスを利用する場合は、次の各号に掲げる事項を守り、適切な利用に努めなければならない。

- (1) 個人情報、成績情報及び機密性Aの情報を取り扱わないこと。
- (2) 利用は、業務上及び教育上必要な場合に限ること。
- (3) コンピュータウイルス等有害なプログラムを使用又は提供しないこと。
- (4) 情報の発信に際しては、法令、その他公序良俗に反しないよう内容を十分吟味すること。
- (5) その他、法令に違反する、又は違反するおそれのある行為を行わないこと。
- (6) 誹謗中傷に当たる行為を行わないこと。
- (7) 閲覧及びダウンロードした情報の著作権保護に注意すること。
- (8) データ送受信の際には、ネットワークに過大な負担を与えないようデータ容量に注意すること。
- (9) 業務及び教育上の理由により、利用を制限している機能の利用を希望する場合には、情報システム管理部門へ申請すること。なお、情報システム管理部門は、システム全体への影響を考慮し、当該申請を許可しない場合がある。
- (10) 業務及び教育上の理由により、第2 利用対象者に示す者以外についても、統合型学習支援サービスの利用ライセンスを情報システム管理部門にて調達の上、統合型学習支援サービスの使用を認める場合がある。
- (11) 情報システム管理者は、統合型学習支援サービスの利用ログを取得しており、必要に応じて、当該ログを利用した調査を実施する場合がある。
- (12) その他、教育庁が不適切と判断する行為を行わないこと。

- (13) 教育庁は、統合型学習支援サービスの提供に関連してユーザに生じた損害については一切の責任を負わないものとする。
- (14) 教育庁は、ユーザに対し統合型学習支援サービスを間断なく提供する義務を負うものではなく、何らかの理由により統合型学習支援サービスがユーザに対し提供されなかった場合においても、教育庁はそのことによりユーザに生じた損害について一切の責任を負わないものとする。
- (15) 教育庁は、統合型学習支援サービスの内容及びユーザが統合型学習支援サービスを通じて得る情報等に関し、その完全性、正確性、確実性、有用性等について、いかなる保証も行わない。
- (16) 教育庁は、ユーザが使用する端末について一切の動作保証を行わない。
- (17) 教育庁は、ユーザが統合型学習支援サービスを利用することにより、第三者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わない。
- (18) その他の利用ルールは別途定める。

2 利用の制限及び停止

情報システム管理者は、ユーザが前項に定める事項に違反した場合又は情報システム管理者が不適切な利用と判断した場合、該当ユーザ又は該当ユーザが属するユーザ部門全体のサービス利用の一部若しくは全部の利用を制限又は停止することができる。また、情報システム管理者は、不適切な利用の事実について、ユーザ名やユーザ部門名称を公開することができる。

附 則

この基準は、令和3年2月15日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年3月19日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年9月30日から施行する。